

諮問番号：平成31年度諮問第11号

答申番号：平成31年度答申第14号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

- 1 処分庁は、審査請求人が別表の市税の区分の欄に掲げる区分に応じ賦課された税額の欄に掲げる金額を納期限までに完納しなかったため、同表の督促状発送日の欄に掲げる日付で審査請求人に対し督促状を發した。
- 2 処分庁は、平成31年1月25日（以下「差押処分日」という。）、審査請求人が別表の差押処分日における滞納市徴収金の欄に掲げる本税102,900円及び延滞金53,100円の合計金156,000円を完納しなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第331条及び第334条並びに神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第17条に基づき、審査請求人が審査請求外  （以下「本件第三債務者」という。）に対して有する普通預金（取扱店：支店 口座番号：）の払戻請求権165,648円のうち80,000円について差押処分（以下「本件差押処分」という。）をした。
- 3 審査請求人は、平成31年1月31日付けで、本件差押処分の取消しを求める審査請求をした。
- 4 処分庁は、平成31年2月7日付けで、本件第三債務者から、本件差押処分にに基づき、合計金80,000円の支払いを受けた。

- 5 処分庁は、平成31年2月19日付けで、法第331条第6項に基づき、上記4記載の合計金80,000円の受入金について、配当処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 6 審査請求人は、平成31年2月24日付けで、本件処分の取消しを求める審査請求をした。
- 7 処分庁は、平成31年2月27日、本件処分により受け入れた金80,000円を審査請求人の滞納市徴収金の一部に充てた。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 本件処分は、憲法25条の保護の下で行われるべきであり、手続きの続行により審査請求人の生活を著しく窮迫しており憲法25条に違反している。平成27年8月、振込前の給与が差し押さえられ、会社での居場所を失い度々体調を崩した。平成28年2月、不安定な収入の上、多重債務で以前の住まいは強制退去しているため、保証会社の信用なく自分の名前では部屋も借りれず、職員に返済が難しい話をしたが、「分納で延滞金も支払え」と言われ「市税納付誓約書兼納付計画書」に署名するよう指示され、納税者の個別的、具体的事情に即した対応とは程遠い画一的な扱いをされた。なぜ職員は審査請求人の実情に応じて対処しなかったのか。この時、徴収を緩和する制度（申請型換価の猶予、職権型換価の猶予）や徴収の猶予、滞納処分の停止制度がある事は全く知らされていなかった。

職員は、審査請求人が生活に困窮しており、納付計画書に記載された納税金額も借り入れで支払うしかないない状況を知りながら、税負担の軽減制度の活用に向けた申請の手助け及び現状を踏まえた支払に向けての手助けをすべきであったにもかかわらず、延滞金を加算した請求でさらに審査請求人の生活を窮迫させる結果となった。平成29年12月、会社と職を変えざるおえなくなり、さらに不安定な派遣社員となった。平

成30年1月、動機（※動悸の誤字と思われる。）やうつ状態が続き「 」を受診。治療資金が続かないことから、その後数か月他人との接触をできるだけ避け、ただ会社に存在するという状態で過ごしたが、市税の振込用紙の期限が切れているのが気になってきたため、動機（※動悸の誤字と思われる。）がましになった日を見計らい、転職した会社で電話しずらく休みも取りずらいことから、神戸市のHPの問い合わせから「毎月5000円しか払えない」「振込用紙送付してほしい」旨連絡。数日後に市税の明細書だけをわざわざ発行し、担当者に連絡するようメモ書きされたものが届いた。（HPからの問い合わせに関しては、市役所の問い合わせ履歴、サーバーへの保存情報で確認いただきたい。）ここでも、市役所内で情報連携がとれており、職員が画一的に処理せず、具体的・進展的な処理がされていたならば、審査請求人は生存権を脅かされることもなかった。

(2) 本処分は、収入の見込みを奪う行為であり、資力喪失状態のため、最低限度の生活を営む権利を剥奪している。（徴収法基本通達76—11、憲法25条）

(3) 本処分により、生活を維持することが困難な上、4月以降の収入を確保するための就職活動もできず、収入が途切れるのが目に見えて明らかであり、国税徴収法第2節第3章に違反する。

## 2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分の適法性

税務署長は、債権の差押えにより第三債務者から給付を受けた金銭を所定の手続に従って配当する義務を負うところ（国税徴収法第128条第1項第2号）、かかる金銭は、交付要求を受けた地方税に配当される（同法第129条第1項第2号）。税務署長は、かかる配当を行う際には、所定の事項（国税徴収法施行令第49条）を記載した配当計算書を作成し、上記金銭の取立て日から3日以内に、滞納者に対し、その謄本を発送しなければならない（国税徴収法第131条第3号）。

本件においては、処分庁は、以上のような配当に係る手続を適切に履行しており、特段瑕疵は見当たらない。

したがって、本件処分は適法である。

(2) 審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分が憲法第25条に違反する、国税徴収法第2節第3章に違反する等と主張する。しかしながら、審査請求人の主張は、抽象的に過ぎるものであり、配当に係る手続に関する固有の瑕疵（国税徴収法第128条以下に定める各条項のどこに、どのような瑕疵があるのか等）を具体的に主張しておらず、判断することができない。

第5 調査審議の経過

令和元年9月3日 第1回審議

令和元年10月7日 第2回審議

第6 審査会の判断

1 本件処分の適法性

税務署長は、債権の差押えにより第三債務者から給付を受けた金銭を所定の手続に従って配当する義務を負うところ（国税徴収法第128条第1項第2号）、かかる金銭は、交付要求を受けた地方税に配当される（同法第129条第1項第2号）。税務署長は、かかる配当を行う際には、所定の事項

(国税徴収法施行令第49条)を記載した配当計算書を作成し、上記金銭の取立て日から3日以内に、滞納者に対し、その謄本を発送しなければならない(国税徴収法第131条第3号)。

本件においては、処分庁は、以上のような配当に係る手続を適切に履践しており、瑕疵は見当たらない。

したがって、本件処分は適法である。

## 2 審査請求人の主張の検討

審査請求人は、本件処分が憲法第25条に違反する、国税徴収法第2節第3章に違反する等と主張する。しかしながら、審査請求人の主張は、抽象的に過ぎるものであり、配当に係る手続に関する固有の瑕疵(国税徴収法第128条以下に定める各条項のどこに、どのような瑕疵があるのか等)を具体的に主張しておらず、審査請求人の主張する事実から瑕疵を認めることはできない。

また、審査請求人は、地方税法が定める徴収を猶予する手続等について処分庁から知らされていなかった旨を主張しているが、仮にそうであっても本件処分の適法性及び妥当性には影響するものではない。

## 3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 4 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委員 大原 雅之

(別表) 略